

第2回個別対話における回答

公表No.	対話項目	対話内容(質問事項等)	回答
1	配送車両について	学校によって配送車両の高さ制限はありますか。	中部中学校のみ、高さ制限3m以下となります。
2	確認申請について	確認申請の申請者はSPC名で宜しいでしょうか。また、確認申請の申請先は民間業者でもよろしいでしょうか。	確認申請の申請者はSPCとなります。 確認申請の申請先は特定行政庁四日市市としてください。
3	設計図書(概略臭気指数計算書)について	臭気指数計算はいずれの基準を使用するのですか、一般的には不可と思われませんが。 悪臭規制の手引きでは、市街化調整区域は臭気指数1号規制の対象外になっています。	「要求水準書/第9章/2/(1)設計・建設業務に関する報告書、成果品等/基本設計図書(P86)及び実施設計図書(P87)」で提出を求めている概略臭気指数計算書及び臭気指数計算書の提出は不要とします。 ただし、臭気低減のための対策を不要とする趣旨ではない(積極的な提案を期待している)ことにご留意ください。
4	設計図書(概略騒音・振動計算書)について	遮音、防振検討と考えればよろしいですか。	ご理解のとおりです。 提案された遮音、防振対策の実効性を数値化して把握したい趣旨から提出を求めています。
5	雨水対策施設について	三重県洪水調整池計算システムで検討とありますが、既存排水管の最終PQにおける比流量より、四日市降雨データの24時間流出量の最大ではなく、平均流出量で検討してよろしいですか。	洪水調整池の計画については、要求水準書に記載の「宅地等開発事業に関する技術マニュアル(三重県)」を遵守し、放流先・経路については、事業者で流下能力の調査を行いネック点における比流量を求め、調整池からの許容放流量を算出していただくこととなります。なお、調整池の計算は同技術マニュアルの降雨パターン①(四日市)の24時間雨量により計算を行ってください。
6	事業者用駐車場について	事業者用駐車場の土地は農業振興地域に係ると認識しているが、農地転用等の手続きは市側で工事に間に合う時期までに行って頂くとの認識で宜しいでしょうか。	農用地の除外手続き等については、市で行います。 手続きは令和3年度中に完了する予定です。

第2回個別対話における回答

公表No.	対話項目	対話内容(質問事項等)	回答
7	アレルギー対応食について	アレルギー食を喫食する生徒のアレルギー食以外の調理品(基準食)はアレルギー調理室内で調理しないとの理解でよいでしょうか。また、様式29-5に「食器等の選定方法」とありますが、アレルギー食を運搬する容器との理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、アレルギー対応調理室内ではアレルギー食以外の調理品は調理しないものとします。アレルギー対応調理室は基本的にアレルギー対応食のみを調理する想定です。 後段につきましては、様式29-5に「食器等の選定方法」とありますが、食器ではなく食缶等の選定方法の提案をしてください。
8	植栽整備について	植える樹木の種類に制限はありますか。また、条例等で高さを制限されていたりしますでしょうか。	樹木の種類等は、要求水準書P18「植栽整備」を参照してください。 また、条例等による樹木の高さの制限はありませんが、高木については、3m以上を高木とみなします。
9	配送業者について	配送業者が配送業を行う際に必要な営業所の登録について、本件施設の配送員控室を営業所として登録してよろしいか。	不可とします。